

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

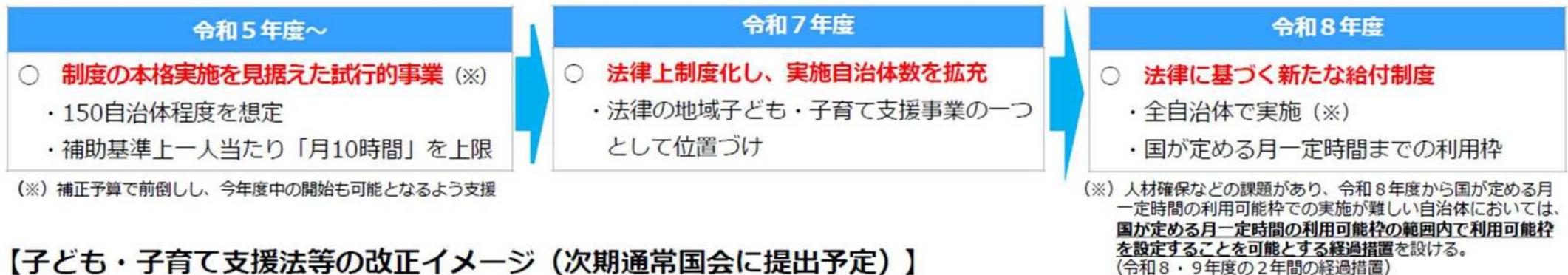
検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付**として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、**所要の法案を次期通常国会に提出**する。

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】



【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
 - （※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。

論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について①

制度の全体像

- こども誰でも通園制度（仮称）の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示しする。

給付制度の立て付け	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。
利用対象者の認定	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。 ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童（未就園児）であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。 <p>（注）0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等に対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定</p>
事業実施者の指定	<ul style="list-style-type: none"> 本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。
契約の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うことを想定。
公定価格の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 「子どものための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」の運営費に係る補助をする給付を設けることを想定。 利用者負担については、事業者において徴収することを想定。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。

こども誰でも通園制度（仮称）の試行的 事業実施要綱案 概要

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(1)

実施主体

☞この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

実施方法

☞**対象となる子ども**について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。**→令和6年度については対象年齢の限定は認めないこととする。**

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。

☞**実施場所**について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等 **→地域バランスや施設種別を踏まえ、事業を実施する事業所の公募・選定を行う。**

☞**事業内容**について、①～⑤を実施するものとする。

①利用方法と実施方法（ア～ケ）、②指導監督（ア～ウ）、③賃借料補助、④検証、⑤実績報告

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(2)

実施方法（続き）

①**利用方法と実施方法**について、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。

イ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する。→ **事業所1か所につき、1日あたり5人程度の定員を設定することとする。**

ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながるから、可能とする。

オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

キ 集団におけるこどもの育ちに着眼した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(3)

実施方法（続き）

②**指導監督**について、市町村が、事業を実施する事業所及び事業を実施しようとする事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合には、別に定めるところにより補助を行う。

ア 事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

イ 事業を実施しようとする事業所に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

ウ 事業所からの相談事項や事業所にアドバイスした内容をとりまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

③**賃借料補助**について、事業を、民家・アパート等を活用して、令和5年12月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する場合には、別に定めるところにより補助を行う。

④**検証**について、本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業を実施する市町村及び本事業を実施する事業所においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。こども家庭庁では、定期的に本事業に係るアンケート調査を行うことを想定しているため、積極的な協力を行うようお願いしたい。

⑤**実績報告**について、市町村は、本事業の実績等について、別紙3の内容により報告すること。また令和6年秋ごろに、中間的に状況の報告を求める予定である。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(4)

設備基準及び保育の内容

①下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（**余裕活用型の実施基準**）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等（参考資料）を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

②上記以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）③（**一般型の設備基準及び保育の内容**）に定める規則第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準（参考資料）を遵守すること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(5)

職員の配置

①下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（**余裕活用型の実施基準**）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等（参考資料）を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

②上記以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）④（**一般型の職員の配置**）に定める基準を遵守すること。

③上記①～②については、本事業における職員の配置について規定したものであり、一時預かり事業を行う場合は、別途「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）④に定める基準を遵守することが必要であることに留意すること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(6)

研修

①保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

②①にあわせ、本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるよう、研修の科目構成に配慮すること。

③上記①②の研修は、委託等先の管理者も受講をすること。

留意事項

①保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知）」に従い、速やかに報告すること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(7)

留意事項（続き）

- ②利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ③要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ④給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ⑤市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、本事業に掲げる事業に要する経費について、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017号）に基づき支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、本事業に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行うこと。市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料（別紙1に規定する書類及びその他必要な資料）を事業実施後5年間保存すること。
- ⑥事業実施に当たっては、現在「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」において検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。
- ⑦対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(8)

個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業を委託等する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

保護者負担

本事業に要する経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙2により、保護者負担額の一部を補助して差し支えない。

費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

○ 一時保育のご案内 ○

一時保育とは、保護者のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のために、市内の認可保育施設（認可保育所・園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）において、普段入園・入所していないお子さんを対象に、お子さんをお預かりする制度です。

1 利用対象

利用日の時点で、下記の条件を満たすお子さんが利用対象です。

- ・年齢が満1歳から就学前
- ・神戸市内の認可保育施設に保育認定を受けて入所していない

2 利用の類型 ※ ①～③のいずれかを選択してご利用ください。

① 非定型保育

保護者の就労や技能習得のための学校への通学などによって、ご家庭での保育が困難となるお子さんをお預かりします。

利用可能日数：1週間あたり平均3日まで

② 緊急保育

保護者の病気や出産、ご家族の看護、冠婚葬祭、学校行事などで、ご家庭での保育が一時的に困難となるお子さんをお預かりします。

利用可能日数：保育を必要とする事由ごとに14日まで

③ リフレッシュ保育

保護者の育児にともなう心理的、肉体的な負担を軽減するため、一時的にお子さんをお預かりします。（体験入所も含まれます。）

利用可能日数：1か月あたり7日まで

※ 複数の保育施設も利用可能ですが、利用日数の合計が、利用類型ごとに定められた範囲内の利用としてください。

※ ①または②の類型で利用する場合、申し込み時に証明書類の提出をお願いすることがあります。（例：雇用証明書、診断書、冠婚葬祭の案内状、学校行事の案内通知など）

※ ②または③の類型で利用する場合、日数についてどうしてもやむを得ない事情があるときは、事前に利用施設にご相談ください。

※ 利用時間に関わらず、1回の利用＝1日とします。

3 利用可能時間

午前8時から午後6時までの間で、保育が必要な時間

ただし、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

4 申し込み

- ・一時保育についてのご相談や申し込みの受け付けは、実施施設で直接行っています。

- ・事前に利用希望施設にお問い合わせの上、原則、利用希望日の1週間前までに、施設にお申込みください。（利用前に事前面接が必要です。）

5 利用料

- ・利用料は次のとおりです。

利用類型	日額利用料
非定型保育	2,400円（4時間以下1,200円）
緊急保育	2,400円（4時間以下1,200円）
リフレッシュ保育	3,600円（4時間以下1,800円）

- ・利用料は、ご利用時に施設に直接お支払いください。
- ・利用料には給食費を含みます。
- ・幼児教育・保育の無償化の対象事業です。ただし、給食費を除いた金額が無償化の対象です。
- ・幼児教育・保育の無償化の対象となるには、事前に「子育てのための施設等利用給付認定（2・3号）」を受けていることが要件になります。（詳細は神戸市行政事務センター078-291-5952）
- ・神戸市民の方は、一時保育利用料多子軽減補助金の対象事業です。
- ・幼児教育・保育の無償化、一時保育利用料多子軽減補助金の対象となる方も、一旦、施設に利用料を全額お支払いください（利用後に神戸市に請求していただくこととなりますので、施設が発行する領収書や提供証明書を必ずお受け取りください。施設が発行する書類がない場合、補助の対象とはなりません。）。
- ・生活保護法による被保護世帯は、非定型保育および緊急保育の利用料が無料となります。利用時に「適用証明書」を提出してください。提出がない場合は、利用料の免除はできません。

6 給食

- ・原則、施設に入園・入所している他のお子さんと同じ給食を提供します。
- ・4時間以下の利用の場合やアレルギー対応が必要な場合は、利用申し込み時に施設とご相談ください。

7 留意事項

- ・施設ごとに利用人数の限度があります。また、施設行事などにより、一時保育を実施していない日もあります。ご希望通りの日程・時間のご利用ができない場合があることをあらかじめご了承ください。
- ・利用当日のお子さんの健康状態によっては、ご利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ・施設ではお子さんの送り迎えはしておりません。保護者の方が責任を持って行ってください。
- ・必要に応じて、着替えなどの衣類やおむつをご用意ください。

【問い合わせ先】

〔相談、申込みは〕各施設へ（☎は別紙、施設一覧でご確認ください）
〔制度のことは〕神戸市総合コールセンター（☎333-3330）まで

